

特定有人国境離島社会維持推進交付金 雇用拡充(創業・事業拡大)

【補助対象者】

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 村内において**創業するもの(事業を承継する者を含む)**
- ② 村内の事業所において**事業拡大を行う者**
- ③ 主として村の商品、サービス等を販売を目的として、村外の地域において創業する者



但し、下記の要件を満たすものに限りです。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有する者であること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

【募集期間】

平成29年12月1日(金)～平成30年1月12日(金)

制度説明会を実施します

日時	11月20日(月)
時間	13:30～15:00
場所	役場二階集団検診室

手続き、利用方法がわからない

応募要領は地域振興課窓口又は知夫村役場ホームページよりダウンロードできます。

詳しくは下記の担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先:

役場地域振興課 08514-8-2211

